

漁業法第73条第2項第2号に係る免許をすべき者の審査基準

1 目的

この基準は、漁業法(昭和24年法律第267号)第73条第2項第2号に掲げる場合において、免許をすべき者を決定するための審査基準を定めるものとする。

2 審査

審査は次の場合に行うものとする。

- (1) 同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合
- (2) 類似漁業権である同一の個別漁業権について、複数の免許の申請がある場合であって、満了漁業権を有する者からの申請がない場合

3 審査基準

免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保等、地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許するものとする。

「地域の水産業の発展に最も寄与する」か否かは、漁業生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響等を中長期的な観点から総合的に勘案するため、次の(1)から(5)までに掲げる内容について総合的に評価し、免許すべき者を判断する。

評価項目	評価のポイント
(1) 漁業生産量の増大	<ul style="list-style-type: none">・当該漁業権に係る漁業の経験実績はあるか。・安定的な漁業生産が可能か。
(2) 漁業所得の向上	<ul style="list-style-type: none">・漁獲物の付加価値向上に資する具体的な取組が検討されているか。・操業の効率化によるコスト削減等が検討されているか。
(3) 就業機会の拡大	<ul style="list-style-type: none">・漁業従事者の状況(関係地区に住所を有する者、新規就業者の受入れ状況等)・地域における就業機会確保のための雇用計画があるか。
(4) 地域の漁業者との調和的発展	<ul style="list-style-type: none">・地域の漁業関係者との調整が図られているか。・当該漁場区域に団体漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者等との調整が図られているか。
(5) 地元の水産物流通や加工に与える影響	<ul style="list-style-type: none">・地元の流通・加工業者や販売店、飲食店等、地域の経済や活性化に寄与することが見込まれるか。

(1)から(5)までの評価によって、同順位となった場合は、関係地区に住所を有し、免許の内容たる漁業に従事する者の人数が多い者を第1順位とする。それでもなお同順位である者については、公正な方法でくじを行い、免許をすべき者を定めるものとする。

4 審査書類

審査は、漁業権免許申請にあたり提出する事業計画書等により行うが、その他必要な書類やヒアリングを求めることがある。

附 則

この基準は、令和5年9月29日から施行する。